

## 神戸海星女子学院大学 公的研究費の管理に関する規程

(目的)

- 第1条** この規程は、文部科学大臣が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)(以下「ガイドライン」という)に基づき、神戸海星女子学院大学(以下「本学」という)における公的研究費の適正な管理並びに不正防止等に関する事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。
- 2 この規程に定めない事項については、ガイドライン及び本学の関係規程等に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規程で使用する用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 公的研究費 : 文部科学省、厚生労働省、日本私立学校振興・共済事業団等の特殊法人又は独立行政法人、その他の公的機関が交付配分する競争的資金をいう。
- (2) 研究者 : 本学に所属し、本学が管理する前号の公的研究費を使用して次に定める研究活動に従事する次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 本学の専任及び特任の教授、准教授、講師、助教
- イ 本学の非常勤講師で本学の研究活動に従事する者
- エ その他本学が研究者として適当と認めた者
- (3) 研究活動 : 本学において第1号の公的研究費を使用して行う研究に関する諸活動及び当該研究成果の公表等をいう。
- (4) 不正 : 故意若しくは重大な過失による公的研究費の他への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
- (5) コンプライアンス教育 : 不正を事前に防止するために、機関が構成員に対し、自身を取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正にあたるかなどを理解させるために実施する教育をいう。

(最高管理責任者)

**第3条** 本学における公的研究費の最高管理責任者は、学長とする。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策に関する基本方針を明示するとともに本学における公的研究費の管理について最終責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

**第4条** 本学における公的研究費の統括管理責任者は、事務長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、前条の最高管理責任者を補佐し、基本方針に基づき不正防止計画を作成し、本学の公的研究費の管理を統括する実質的な責任を負い、権限を有するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

**第5条** 本学におけるコンプライアンス推進責任者は、教務部長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、公的研究費の運営・管理に関わるすべての研究者に対し、コンプライアンス教育を実施し、これを報告するとともに公的研究費の管理執行についてモニタリングを行い、必要に応じ改善について指導する。

(担当責任者)

**第6条** 本学の公的研究費に関する事務処理を担当する者として、担当責任者を置き、研究委員会委員長をもって充てる。

(関係法令等の遵守)

**第7条** 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、担当責任者、その他の公的研究費の事務を担当する者は、公的研究費に関する関係法令及び通達等並びにこの規程、その他本学の関係規程の定めるところにより、競争的資金等の運営・管理に関わるルールを定め公的研究費の運営・管理その他関係事務について公正かつ適正に取り扱うものとする。

(規程等の周知)

**第8条** 統括管理責任者は、研究者、コンプライアンス推進責任者、担当責任者及びその他の公的研究費の事務処理を担当する職員に規程等を周知しなければならない。また、ホームページによる外部への公表を行う。

(不正防止計画の推進)

**第9条** 統括管理責任者は、最高管理責任者の指導のもと不正又は発生する要因を調査するとともに、不正を防止するための方策及び計画を策定し、当該方策及び計画を推進しなければならない。この際、モニタリング体制を整備・実施して内部監査機能の充実を図る。

(事務処理の担当)

**第10条** 公的研究費の事務処理は、原則として統括管理責任者の監督のもと担当責任者が行うものとする。

2 担当責任者は、公的研究費による物品購入に関する発注・支払いに伴う検査・検収業務、出張に関する手続き及び旅費の支払い、研究活動に携わる非常勤雇用者等の雇用・勤務管理及び謝金等の支払い、並びにその他諸経費の支払い等について、研究計画の履行状況及び予算執行状況を適宜確認し、公的研究費の適正な事務処理に対して万全を期するものとする。

(意識向上のための方策)

**第11条** 統括管理責任者は、公的研究費の適正な使用、効率的な研究遂行等に対する意識向上を図るために、研究者及び公的研究費の事務処理を担当する職員等を対象とした説明会の開催等必要な方策を講じるものとする。

(相談・告発窓口)

**第12条** 統括管理責任者は、公的研究費に関する事務処理及び不正に関する告発(以下「告発等」という)に対応するため適切な相談・告発窓口を設けるとともに、コンプライアンス教育によりその利用方法を周知するものとする。

2 部内外から告発を受けた場合は、告発等の受付から30日以内に調査し、配分機関に報告するものとする。

3 前項の相談・告発窓口は、総務課が担当するものとする。

(研究者の責務)

**第13条** 研究者は、研究活動を行うにあたり、公的研究費の財源が国税であることを自覚し、研究者としての倫理及び良心に基づき不正がないようにしなければならない。

2 研究者は、公的研究費に関する関係法令及び通達等、並びにこの規程、その他本学の関係法令を遵守しなければならない。

3 研究者は、研究活動について不正が行われ、若しくは行われるおそれがある場合、遅滞なく相談・告発窓口に告発を行わなければならない。

4 競争的資金の運営・管理に関わる研究者は、誓約書を提出しなければならない。

(不正使用等への対応)

**第 14 条** 相談・告発窓口は、告発等を受けた場合、当該告発等の内容を確認の上、遅滞なく最高管理責任者及び統括管理責任者に報告し、対応について指示を仰ぐものとする。

2 最高管理責任者は、前項の告発等の内容を精査し、ただちに研究費の使用停止を命ずるとともに次条に定める公的研究費調査委員会を設置し、不正に関する事実関係の調査、並びに不正があった場合の対応及び不正を行った研究者に対する処分等について審理するものとする。

3 最高管理責任者は、前項の公的研究費調査委員会の審理結果に基づき、不正使用の有無、並びに不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等を認定し、当該研究者に対する処分等について裁定を行い、告発者及び不正を行い、又は行った疑いのある研究者に対して文書で通知するものとする。

(調査委員会)

**第 15 条** 前条第 2 項に定める公的研究費調査委員会は、告発者及び被告発者と直接利害を有しない次の者をもって組織する。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) コンプライアンス推進責任者
- (4) 担当責任者
- (5) 調査対象者が所属する学科主任
- (6) 最高管理責任者が必要と認めた者

2 公的研究費調査委員会の議長は、最高管理責任者とする。

3 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に報告、協議するとともに再発防止計画を含め報告するものとする。

4 告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。この場合、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

(不正等に対する措置)

**第 16 条** 研究者が第 13 条第 3 項に定める最高管理責任者の裁定により不正を行ったことが明らかになった場合は、神戸海星女子学院大学職員就業規則の定めるところにより懲戒その他相当の処分を行う。当該研究者が非常勤の場合は、職員就業規則に準ずる他、解雇の処分を行う。

(業者等に対する調査)

**第 17 条** 統括管理責任者は、公的研究費に関し不正に関与し、又は関与した疑いのある業者が現れた場合、その事実関係について徹底した調査を行うものとする。

(不正使用等に関与した業者の措置)

**第 18 条** 統括管理責任者は、前条の調査の結果、当該業者が不正に関与したことが明らかになった場合、遅滞なく最高管理責任者に報告するとともに、当該業者に対する措置について指示を仰ぐものとする。

2 不正に関与したことが明らかになった業者に対しては、その不正内容の程度により、取引

の廃止、無期又は有期の取引の停止、文書による警告を行うものとする。

(内部監査)

**第 19 条** 最高管理責任者は、公的研究費の使用について定期又は不定期に内部監査を行うものとする。

(規程の改廃)

**第 20 条** この規程の改廃は、常務理事会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。